

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日

日程第 4．議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 4．議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例。審査の経過 本案は、3 月 2 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明について申し上げます。不服申立審査に関し行政庁側が提出した証拠書類等を不服申立人に交付する（コピーする）際の手数料及び手数料の減免について規定した新規の条例制定と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。